



- ① 事故報告書が提出された際に、利用者ご本人やご家族に事実確認をする場合があります。
- ② 介護保険サービスの質の向上のため、事業者の介護事故等について、利用者のご家族及び市民の皆様からの情報提供を受け付けています。
- ③ 必要に応じて事業者への調査及び指導を行います。
- ④ 報告対象とならない事故等についても、必ず貴事業所内で、事故概要等記録を残して下さい。